

外国人政策関係年表 (1945.8 ~ 2007.9)

1. 1945-1951 (敗戦から講和まで)

年	人口の動向	主な提言	外国人管理 (国籍・出入国管理・難民問題)	人権・教育・労働・社会 (犯罪・治安問題を含む)	その他
1945	<p>国勢調査結果に基づく推計人口</p> <p>総人口：72,147千人</p>	<p>9.28 「終戦二半年ア内地在朝鮮人及台湾人ノ処遇ニ関スル忠告措置ノ件」(厚生省健康局長・内務省警保局長より地方長官・各総監府第三部長宛通達)(軽率盲動の防止、韓国希望者の保護指導の適切な措置を命じた。)</p> <p>11.1 連合国最高指令官総指令部「日本占領及び管理のための連合国最高指令官に対する降伏後における初期の基本指令」(「軍事上安全が許す限り、台湾人及び朝鮮人は解放人民として処遇すべきであるが、日本国民であるから必要な場合には敵国民として処遇する。」)</p>	<p>9.28 連合国最高指令官総指令部覚書「社会救済ニ関スル件」(SCAPIN-775) (国家責任による困窮者への無差別平等待遇による救済を指示)</p> <p>9.9 「(旧)生活保護法」(昭和24年法律第17号)公布 (10.1施行) (内外人無差別平等原則の採用)</p> <p>9.16 厚生省「生活保護法の施行に関する件」(厚生省第106号) (各都道府県宛厚生省事務次官依命通知) (「国籍等の関係で不利な扱いをなさないこと」と指示)</p> <p>4.2 連合国最高指令官総指令部「日本における非日本人の入国及び登録に関する覚書」(SCAPIN-852) (外国人登録制度の基本方針)</p>	<p>11.28 連合国最高指令官総指令部覚書「雇傭政策」(SCAPIN-360) (国籍による差別的禁止を指令)</p> <p>12.17 衆議院議員選挙法改正法 (昭和20年法律第42号) 公布 (戸籍法が適用されない者の選挙権・被選挙権を停止)</p>	<p>8.14 ポツダム宣言受諾を通告</p> <p>9.2 ポツダム宣言受諾、降伏文書に調印</p>
1946			<p>5.2 外国人登録令 (昭和22年勅令第207号) 公布・施行 (旧植民地出身者は「当分の間、…外国人とみなす」として登録対象とする。)</p>		
1947	<p>臨時国勢調査結果</p> <p>総人口：78,101千人</p>		<p>1.24 文部省「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(官学第5号) (学校教育局長発各都道府県知事宛回答) (朝鮮人子弟は日本人同様市町村立・私立の小中学校に就学させなければならない。学校教育法に基づく私立学校の設立は認められない。私立学校に就学する各種学校の設立は認められない。私立学校において、朝鮮語教育を課外授業として行うことは差し支えない。)</p> <p>5.6 文部省「朝鮮人学校に関する問題について」(発学第200号) (学校教育局長発各都道府県知事宛通達) (在日朝鮮人教育対策委員会代表と文部大臣との覚書に基づく、朝鮮学校の私立学校認可申請、私立学校における朝鮮民族教育に関する通達)</p>	<p>12.10 国連総会「世界人権宣言」を採択 (人類社会のすべての構成員の人権保障を求めた。)</p>	
1948			<p>8.10 出入国管理に関する政令 (昭和24年政令第299号) 公布・施行 (入国管理部の設置、出入国記録の整備、入国監視官の配置、連絡調整)</p>		
1949					<p>7.1 国際労働機関 (以下「ILO」) 総会「1949年移民労働者条約改正 (第97号)」採択 (合法的移民の内外人平等待遇原則の対象に勤務条件、社会保障を追加。日本未批准)</p>

1950	国勢調査結果 総人口：83,200千人		5.4 「(現)生活保護法」(昭和25年法律第144号)公布・施行(適用対象を「国民」とする。) 5.20 厚生省「生活保護法施行に関する件」(各都道府県知事宛厚生省事務次官依届命通知)(法律上、生活保護は外国人に適用しないが、国籍離脱の事実がない在日朝鮮・台湾人は「差し当たり」日本国民として取り扱う。) 6.18 厚生省「生活保護における外国人の取り扱いに関する件」(社乙発第92号)(各都道府県知事宛社会局長通知)(日本国民でないすべての者は、生活保護法の適用対象となり得ないものであることを明示。ただしその困窮の状態が現に急迫・深刻で、…他の救済の途が全くない場合に限り、当分の間保護して差し支えない、とした。) 11.6 厚生省「生活に困窮する外国人に対する福祉措置の方針について」(厚生省社会局長通知社乙発第190号)(法律上、生活保護は国籍離脱の事実がない在日朝鮮・台湾人以外の外国人には適用しないが、困窮の状態が急迫深刻な場合はその準用により保護する。)	7.28 国連総会「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」)採択(合法的難民に対する公的扶助・社会保障の内外人平等待遇を求める。) 9.8 平和条約調印(1952.4.28発効)
1951		10.4 出入国管理令(昭和26年政令第319号)公布(11.1施行)(18種類の在留資格を規定、3年毎更新の「特別在留許可」制度)		
2. 1952-1984 (外国人管理政策の確立から難民問題まで)				
年	人口の動向	主な提言	外国人管理(国籍・出入国管理・難民問題) 4.19 「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」(昭和27年4月19日付法務府民事局長通達)(平和条約発効により、旧植民地出身者は日本国籍喪失、意思による国籍選択認めず。) 4.28 外国人登録法(昭和27年法律第125号)公布(指紋押捺制度導入。外国人登録証常時携帯を義務付ける。) 4.28 「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)公布・施行(降伏前から引き続き在留する、講和条約国籍離脱者(法126-2-6該当者)は、在留資格・在留期間を定めるまで、在留資格を有しなくても在留を認める。)	その他 6.4 ILO 総会「社会保障最低基準」(第102号)採択(自国民と外国人の均等待遇を規定。(1957.22批准。ただし内外人平等待遇を定めた第12部未批准)
1952				
1953			2.11 文部省「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」(文初財第74号)(「平和条約の発効以降は、日本の国籍を有しない在日朝鮮人は一般の外国人と同様に就学義務はない。ただし、保護者から、義務教育諸学校への子女の就学の申し出があった場合は、日本の法令を遵守することを条件に、事情の許す限り入学を許可する。外国人を好意により入学させた場合は義務教育無償の原則は適用されない。)	
			4.11 文部省「非合法居住外国人の就学防止について」(調査局長通達)(入学許可の際の外国人登録証明書の間覧を求めることを条件とする。)	

				5.13 内閣法制局第一部長、公務員の任用について「公権力の行使又は国家的意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」(昭和28年法制局1発第29号)と回答。					
1954				5.8 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生省社会局長通知社発第382号)(法律上、生活保護は外国人には適用しないが、それを放置することは妥当でないので、外国人保護の法的措置が確立されるまで、「当分の間」生活保護を準用する。)					
1957				最高裁「昭和32年度司法修習生採用選考公告」に欠格事由として「日本国籍を有しない者」が追加される。					
1962								6.28 ILO 総会「均等待遇(社会保護)条約(第118号)」採択(日本未批准)	
1963				5.13 「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」設置(内閣官庁ほか10省庁。外国人労働者の受入れ範囲拡大の是非、拡大する場合その範囲及び受入れ体制の整備等外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため)					
	国勢調査結果 総人口：98,275千人			12.17 「日韓法的地位協定実施に伴う出入国管理法特別法」(昭和40年法律第146号)公布(1966.1.17施行)(韓国籍の「法126-2-6該当者」とその子孫に永住資格(「協定永住」)を許可)				6.22 日韓法的地位協定調印(1966.1.17発効) 12.18 日韓基本条約批准(12.18発効) 12.21 国連総会「人種差別撤廃条約」採択(1969.1.4発効)	
1965				12.28 文部省「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」(文管振第210号)(都道府県教育委員会・知事宛文部事務次官通達)(朝鮮人のみを収容する公立小学校分校が法令違反の不正な状態にあると認められればその存続を検討すること、今後設置すべきでないこと、朝鮮人のみを収容する私立の教育施設は学校教育法上の学校として、また朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮学校は各種学校として認可すべきでない。)					
1966								11.18 国連総会「難民の地位に関する議定書」(以下「議定書」)承認 12.16 国連総会「国際人権規約」採択(1976.1.3発効)	
1967				3.14 「第一次雇用対策基本計画」(閣議決定)(労働大臣の「現段階においては、外国人労働者を特に受け入れる必要はないと考えられる」との発言を口頭了解)					
1968				3.12 「外国人学校法案」国会提出(廃案)(外国人学校の設置等の認可権を国に移管するもの)					

1970	国勢調査結果 総人口：103,720千人	2「アジア労働技術協力（アジアを結ぶ橋）計画」 （「国際技術開発協会」の設立による「研修生」の 受入れを構想）							
1973					1.30「第二次雇用対策基本計画」（閣議決定）（労働大臣の「今回においても、外国人労働者の受入れは行なわれないと言ふ建前」を口頭了解） 5.28 自治省公務員第一課長、地方公務員の任用について「公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわらざるものについては日本の国籍を有しないものは任用することはできない」（昭和48年自治公第28号）と回答。				
1975	国勢調査結果 総人口：111,940千人				7.11 学校教育法改正法（昭和50年法律第59号）公布（1976.1.10施行）（専修学校の法定化に当たり、外国人学校を除く。）				
1976					6.18「第三次雇用対策基本計画」（閣議決定）（労働大臣の「外国人労働者の受入れは行なわれないと言ふ建前」について口頭了解）				
1978			4.28「ベトナム難民の定住に関する閣議了解」（「定住を希望し、善良なる社会人として生活を営むと認められる者であって、一定の条件に該当する者」に定住目的の在留を認める。）		10 最高裁「司法修習生採用選考要項」の国籍要件に「（最高裁判所が特に認めたものを除く）」が追加される。			10.4「最高裁マクレーン事件判決」（外国人の人權は出入国管理法による「在留制度」のわく内において保障される。外国人の出入国は各国が自由裁量を有することが国際慣習法である。）	
1979								8.4 国際人権規約批准（921発効）	
1980	国勢調査結果 総人口：117,060千人							12.18 国連総会「女子差別撤廃条約」採択（1985.6.25批准、1985.11.25発効）（1985.6.25批准、1985.7.25発効）（国籍による差別を禁止）	
1981			6.12 出入国管理令一部改正法（昭和56年法律第85号）及び「難民条約関係国内法整備法」（昭和56年法律第86号）公布（1982.1.1施行）（「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と改称、一定の要件を有する、「協定永住」権を有しない在日朝鮮人、台湾人に一般永住資格（「特別永住資格」付与）					10.1 難民条約、議定書批准（1982.1.1発効）	
1982			8.10 外国人登録法改正法（昭和57年法律第75号）公布（10.1 施行）（確認申請期間を3年から5年に、指紋押捺、外国人登録証携行義務年齢を14歳から16歳に引き上げ）					6.21 ILO 総会「1982年社会保険の権利条約（第157号）」採択（「1935年年金権保護条約（第48条）」の改正、「均等待遇（社会保険）条約（第118号）」の具体的基準を示す。日本未批准）	

1983	8.31 21世紀への留学生政策懇談会「21世紀への留学生政策に関する提言」(諸外国との相互理解と相互信頼に基づく友好関係の構築のために留学生政策が文教政策、対外政策の中心にすべき重要な課題である。)	8.29 文部省研究協力者会議「21世紀への留学生政策の展開」(いわゆる「留学生10万人計画」)			9.14 文部省「外国人教員任用法の施行について」(各大学長宛文部事務次官通知)(外国人教員の管理職就任及び国立の小中高学校教員への任用は認められないとする。)
1984					
3. 1985-1989 (国籍法の改正から新入管法まで)					
年	人口の動向	主な提言	外国人管理 (国籍、出入国管理、難民問題)	人権・教育・労働・社会 (犯罪・治安問題を含む)	その他
1985	国勢調査結果 総人口：121,049千人		1.1 国籍法及び戸籍法一部改正法 (昭和59年法律第45号) 施行 (出生による国籍取得につき父母両系血統主義採用、国籍取得・国籍選択制度の創設、外国人との婚姻による新戸籍編製、外国人配偶者の称する氏への氏変更制度等の創設)	4 国民健康保険法施行規則改正 (昭和61年厚生省令第6号) (国民健康保険法の国籍要件廃止)	6.25 女子差別撤廃条約批准 (7.25発効)
1986			5.17 外国人登録法の指紋に関する政令改正 (昭和60年政令第125号)		12.13 国連総会、「外国人人人権宣言」採択
1987	2 法務省「外国人労働者への門戸開放研究」(入管局プロジェクト提言) (単身原則で就労年数3年を限度に外国人労働者の受入れ拡大)				
	3.26 労働省 外国人労働者問題研究会「今後における外国人労働者受入れの方向」(「雇用許可制度」提言、単純労働者禁止、技能技術職・留学生・技術研修生受け入れ拡大)				
	11.4 日本弁護士連合会、人権擁護大会で外国人長期滞在者に対する地方自治体における被選挙権の付与の検討を提言		9.26 外国人登録法改正法 (昭和62年法律第102号) 公布 (1988.6.1施行) (指紋押捺は1回限り、指紋カード制導入、指紋再押捺命令権新設)		
1988	12.9 労働省 外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会「外国人労働者問題への対応の在り方について」(「外国人労働者問題研究会報告書」を承認。)		5.13 内閣官房に17省庁で構成される「外国人労働者問題特別委員会」設置		6.17 「第六次雇用対策基本計画」(閣議決定)(専門的・技術的分野の外国人労働者は可能な限り受け入れる方向で対処するが、単純労働者の受け入れについては充分慎重に対処する。)
			5.27 「世界とともに生きる日本 経済運営5ヶ年計画」(閣議決定) (専門的・技術的分野の外国人労働者は可能な限り受け入れる方向で対処するが、外国人労働者の受け入れに関するその他の問題についても影響を考慮しつつ慎重かつ速やかに検討を行う。)		12.23 文部省 日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議「日本語教育施設の運営に関する基準」策定

1989	1 関西経済同友会「外国人労働者問題への提言」(外国人労働者「派遣センター」の設置) 3 経済同友会「これからの外国人雇用のあり方について」(単純労働者に語学研修を受けさせ「受け入れ調整機構」を通じ「実習生」として受け入れられる「実習プログラム」を提言) 12 東京商工会議所「[外国人労働者熟練形成制度]の創設等に関する提言」(政府間協定による、公的機関による職種を限定しない期間限定の受け入れ制度を提言)	12.15 出入国管理及び難民認定法改正法公布(1990.6.1施行)(専門職・熟練職の受け入れ拡大(10種類の資格を新設)、「研修」を独立した在留資格として認め、「定住者」資格新設。不法就労助長罪を新設)	6.1 労働省「入管法上不法就労である外国人労働者の入管当局への情報提供について」(平成元年基監発第20号)(都道府県労働基準局長宛労働基準局監督課長通知)(労働基準関係法令の違反について申告・相談があったときは、まず法令違反の是正と権利の救済を図ること。)	
4. 1990-1997 (7.57ショック) と「外国人労働者受け入れ」への動き				
1990	人口の動向 6 平成元年の合計特殊出生率が1.57と発表(いわゆる1.57ショック) 10.1 国勢調査 総人口：123611千人	外国人管理(国籍・出入国管理・難民問題) 6.1 法務省告示(平成2年法務省告示第132号)により、日系人を「定住者」とする。 外国人管理(国籍・出入国管理・難民問題) 6.1 法務省告示(平成2年法務省告示第132号)により、日系人を「定住者」とする。 5.2 経済団体連合会(経団連)「発展途上国の人材育成への協力推進を訴える」(企業等は発展途上国からの研習性受入事業を一層拡大する。) 5.30 通商産業省 産業問題懇談会「外国人問題への対応について」(単純労働者の受入については経済社会情勢の変化に応じて逐次見直しを行なっていく。研修生制度を拡充し、1992年をめどに5万人にする。)	外国人管理(国籍・出入国管理・難民問題) 6.1 出入国管理及び難民認定法改正法施行により「雇用者罰則制度」「就労資格証明書制度」を導入 8.17 外国人研修生受入機関の規模要件を定める法務省告示(平成2年告示第246号)(「団体監理型」の導入により、研修生受入基準の要件を緩和する。) 10.1 厚生省「生活保護等担当者会議」において、生活保護の適用を「定住以外の在留資格及び不法在留や不法就労者」には認めない旨口頭指示	人権・教育・労働・社会(犯罪・治安問題を含む) その他 6.1 出入国管理及び難民認定法改正法施行により「雇用者罰則制度」「就労資格証明書制度」を導入 12.18 国連総会「移住労働者権利条約」採択(2003.7発効)(職業選択、労働条件、社会保障、児童の教育一般について受け入れれ国国民より不利でない待遇を与えられる、とする。)
1991	1.24 労働省「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響に関する研究会報告」(未熟練労働者の受け入れに否定的見解) 12.4 第3次行政改革推進審議会「世界の中の日本部会」第二次報告(転職等のある条件の下で、社会保障など日本人と同一待遇の雇用関係を結ぶ「外国人技能実習生制度」の創設を提言)	5.10 日本国との平和条約に基づき国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)公布(11.1施行)(「特別永住資格」を新設、退去強制事由を重大犯罪に限定、再入国有効期間を最高5年とする。)	1.30 文部省「日韓協定の地位協定における教育関係事項の実施について」(文初高第69号)(都道府県教育委員会教育長宛初等中等教育長通知)(在籍する在日韓国人に対し、学校の課外で行なわれている韓国語や韓国文化等の学習の機会を提供することを承認。在日韓国人の就学予定者に相当する年齢に達した子女の保護者に対する就学案内の送付。これらいずれについても、その他の外国人についてもこれに準じた取り扱いを行なうこと) 3.22 文部省「在日韓国人等日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」(文教地第80号)(都道府県・政令指定都市教育委員会宛教育助成局長通知)(日韓政府が交換した覚書に基づき、外国籍住民の公立学校教員採用試験受験承認。ただし、採用は期限を付さない常勤講師に限る。)	1.1 日韓外相「在日韓国人の法的地位・待遇の改善覚書」に調印 1.30 文部省「日韓協定の地位協定における教育関係事項の実施について」(文初高第69号)(都道府県教育委員会教育長宛初等中等教育長通知)(在籍する在日韓国人に対し、学校の課外で行なわれている韓国語や韓国文化等の学習の機会を提供することを承認。在日韓国人の就学予定者に相当する年齢に達した子女の保護者に対する就学案内の送付。これらいずれについても、その他の外国人についてもこれに準じた取り扱いを行なうこと) 3.22 文部省「在日韓国人等日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」(文教地第80号)(都道府県・政令指定都市教育委員会宛教育助成局長通知)(日韓政府が交換した覚書に基づき、外国籍住民の公立学校教員採用試験受験承認。ただし、採用は期限を付さない常勤講師に限る。)

1992	<p>1 将来人口推計で合計特殊出生率1.80に修正</p>	<p>1.16 総務庁行政監察局「外国人の就労に関する実態調査報告」(法務、外務、文部、厚生等9省庁に外国人の就労等の総合的な実態把握の充実、外国人登録機関と他の機関との連携、就労状況の把握のための情報交換・連絡協議の仕組みの設定等の改善を要求)</p> <p>5.12 経団連意見書「特種的な安定成長と労働力の確保を指して」(外国人労働者の受け入れについては、将来の社会秩序の安定維持も視野に入れた、秩序だった受け入れのルール作りの必要性を指摘)</p> <p>6.30 自由民主党外国人問題検討委員会「外国人技能実習制度(仮称)」の創設を提言</p>	<p>6.1 外国人登録法改正法(平成4年法律第66号)公布(1993.1.8施行)(永住外国人を指紋押捺制度から除外、家族登録制度導入)</p> <p>6.8 法務省「第一次出入国管理基本計画」「技能実習制度」の創設検討</p>	<p>2 法務省、警察庁、労働省「不法就労外国人対策等関係省庁連絡会議」「不法就労外国人対策等協議会」設置</p> <p>3.31 厚生省「外国人に対する国民健康保険の適用について」(保険発第41号)(都道府県民生部長短保険局長通知)(国民健康保険の適用対象を正規在留1年以上の者に限定)</p> <p>4 文部省、外国人児童生徒・帰国児童生徒の日本語指導に対応した教員定数の特例加算(義務教育諸学校の教員給与の1/2を国庫負担)開始</p> <p>7.10「第七次雇用対策基本計画」(閣議決定)(新しい研修制度として「技能実習制度(仮称)」の創設-具体化を図る。)</p> <p>4.5 労働省「技能実習制度推進事業運営基本方針」公示(「外国人技能実習制度」発足)</p> <p>5.26 労働省「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」(基発第29号・職発第414号・能発第128号)公示</p> <p>11 労働省、就労資格を有する外国人への雇用保険適用を指示</p>	<p>11.16 最高裁「森川キャサリン事件事件」判決(指紋押捺拒否者の再入国不許可処分に関し、「我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を補償されているものではない」と判示)</p> <p>12.15 国連総会「マイノリティ権利宣言」採択(国家がマイノリティの自己の自己の文化の享有、自己の宗教の信仰、自己の言語の使用権を認め、母語の学習・母語による教育を受ける機会のための適切な措置を取ることを求めた。)</p> <p>12 国連総会決議「少数者の権利宣言」採択(国家が少数者の母語の学習・母語による教育を受ける機会のための適切な措置を取ることを求めた。)</p>
1993		<p>1 労働省中央職業安定審議会「今後の外国人雇用対策の方向について」建議(外国人雇用事業所の把握と不正就労プロセカ対策として、外国人雇用状況報告制度の導入と外国人の雇用の強化を提言)</p>	<p>3.30 外国人労働者問題関係省庁連絡会議「技能実習制度の基本的枠組み」策定</p> <p>4.5 法務省「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成5年告示第141号)(技能実習生の滞在期間を2年とする。)</p>	<p>11 労働省、就労資格を有する外国人への雇用保険適用を指示</p>	<p>3.29 「児童の権利条約」批准(5.22発効)</p>
1994			<p>10.1 「中国在留邦人等帰国促進及び永住帰国後の自立支援法」(昭和46年法律第30号)公布(11.1施行)</p> <p>11 法務省「我が国における日本語就学生在留状況と今後の受け入れ方針」公表</p>		<p>10.5 福井地裁「選挙人名簿不登録違憲確認及び国家賠償請求訴訟」判決(違憲ではないが、定住外国人の選挙権は憲法の許容範囲にあると判示)</p>
1995	<p>国勢調査 総人口：125,570千人</p>			<p>5.26 厚生労働省「外国人に係る医療に関する懇談会報告」(健康保険への加入促進、適法滞在の外国人の国民健康保険加入の検討、不法滞在者の医療費未納問題への地方自治体の取り組みへの援助、「行旅納人」としての保護を提起し、不法滞在・短期滞在者への生活保護費用の排除を提言)</p> <p>12.9「第八次雇用対策基本計画」(閣議決定)(専門、技術的な能力を有する外国人は可能な限り受け入れられ、専ら労働者については国民の合意を踏まえ十分な尊重に対応する。)</p>	<p>2.28 最高裁「定住外国人地方参政権訴訟」判決(上告棄却。法律による定住外国人への地方参政権の付与は国の立法政策にかかわること、地方選挙の選挙権付与は憲法違反でない、と判示)</p> <p>4.25 最高裁「定住外国人地方参政権訴訟」判決(2.28判決と同旨)</p> <p>12.15 人種差別撤廃条約加入(1996.1.14発効)</p>
1996	<p>5.25 中央教育審議会、答申で在留外国人の子女の日本語指導の改善と充実を要請することを決定</p>			<p>5 川崎市、政令指定都市としてはじめて一般職採用試験の国庫要件を撤廃</p> <p>10 川崎市、「外国人市民代表者会議設置条例」採択</p> <p>12.1 川崎市外国人市民代表者会議発足</p>	

1987	1 将来人口推計で合計特殊出生率1.61に修正、生産年齢人口(15-65歳)減少		5.1 入管法改正法(平成9年法律第42号)公布(5.11施行)(集団密航を助長・援助する行為等の処罰により、船舶による密航者やブローカーに厳しく対応) 9.1 学費等の必要経費を賄うための収益活動(「アールバイト」)を就学生・留學生の資格外活動として認める。	4 高度技能実習生の滞在期間を3年に延長 8.1 文部省「外国人留學生の資格外取り扱いはの見直し等について」(文部省学術国際局長・生涯学習局長通知) 3.13 最高裁「定住外国人参政権訴訟」判決(上告棄却。「在日外国新参政権」92(在日党)」。外国人の被選挙権を認めず。) 4.13 最高裁「協定永住許可者職入国不許可事件」判決(上告棄却。指紋押捺拒否者の再入国不許可を適法と判断、在日三世逆転敗訴) 11 国連人権規約委員会「最終見解」(永住者の外国人登録証常時携帯義務を自由権の侵害と勧告)	
1988		2 首相の私的諮問機関・経済戦略会議「日本経済再生への戦略」を答申(少子化への対応として、「女性や高齢者の雇用促進のほか、…外国人労働者の受け入れを拡充するため、技能実習制度の在留期間の延長等、必要な法制度の見直しを行なう一方、外国人移民の受入拡充と国籍法のあり方を検討する」ことを明記) 11.17 外務省 アジア経済再生ミッション(奥田ミツシヨ)「報告書」(専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れは、経済・社会の活性化に不可欠とし、急激な高齢化による介護要員不足への危機感を背景に、介護・看護分野での受入を提言。)	2 法務省「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」公表 4 研修生・技能実習生の滞在期間3年の職種を16職種追加 8.18 入管法改正法(平成11年法律第135号)公布(00.2.18施行)(不法残留罪新設、上陸拒否期間の延長、再入国有効期間の延長) 8.18 外国人登録法改正法(平成11年法律第134号)公布(00.4.1施行)(外国人に対する指紋押捺制度全廃)	7 文部省、外国人学校卒業生の国立大学大学院入試受験資格及び外国人学校卒者の大学入学資格検定試験受験資格承認(「大学入学資格検定規定」の改正) 8.13 閣議決定「第9次雇用対策基本計画」(専門的・技術的労働力の積極的な受け入れと単純労働者の受け入れについての国民のコンセンサスを踏まえた、慎重な対応を決定) 11 警察白書、「国境を超える犯罪との闘い」を強調	
1989		12.3 総務庁行政監察局「国際化に対応した外国人子女教育の充実(勧告)」(文部省に対し、日本語教育の必要な外国人子女の円滑な受け入れ、受け入れ小・中学校における教育指導の充実、日本語指導教材の充実等を要求)	8 1.24 文部省「今後の留學生及び就學生の入国在留審査方針について」(学術国際局留學生課長通知) 2.1 ドイツ連邦共和国との社会保障協定発効	3.20 国連人口部「補充移民」(2050年に現在の生産年齢人口を維持するために、日本は毎年約65万人の移民が必要、と試算) 4.25 最高裁「定住外国人地方参政権訴訟」判決(上告棄却。違憲ではないが、定住外国人の選挙権は憲法の許容範囲にある、と判示)	
2000	国勢調査 総人口:126,926千人	1.18 首相の私的諮問機関「21世紀日本の構想」懇談会「21世紀日本の構想—日本のフロンティアは日本にある」(外国人が日本に住み、働いて見たいと思うような移民政策を策定し、社会の発展への寄与を期待できる外国人の移住・永住を促す。)	3.24 法務省「第二次出入国管理基本計画 21世紀に向かう出入国管理」(専門的・技術的分野と評価しうる人材はこれまでどおり積極的に受け入れ、介護・看護分野では社会のニーズを見極め、社会問題の発生防止、適切な技術の確保と適正な対価の提供等を考慮した上で受け入れを検討する。本格的な人口減少時代の到来する前、そうした時代のあるべき姿を展望した上でのあり方を検討、準備しておく必要がある。居住者以外の外国人に対する総合的な外国人行政を行う。)	8 「国際人権規約委員会「最終見解」についての実施状況に関する質問主意書」に対し、「朝鮮人のみを取容する教育施設の取扱いについて」(文部省第210号)(昭和40年12月28日付都道府県教育委員会・知事宛文部省事務次官通達)は地方分権一括法の施行により有効性喪失と答弁(各種学校の設置認可事務は都道府県自治事務)	12 国連総会決議「国家承認に関する自然人の国籍宣言」(領土内に常居所を有する当事者の意思を尊重し、国籍選択権を認めない場合の国籍継承の禁止を規定)

5. 2001-2005 (総合的な外国人政策の追求へ)

年	人口の動向	主な提言	外国人管理 (国籍・出入国管理・難民問題)	人権・教育・労働・社会 (犯罪・治安問題を含む)	その他
2001	1 「将来人口推計 (平成14年推計)」 (中位推計) で2050年の人口を1億59万人、合計特殊出生率を1.39と推計。	5.7 「外国人集住都市会議」発足 10.19 外国人集住都市会議「浜松宣言及び提言」(外国人の社会保障、子どもの教育、外国人登録等の請手続きについて提言) 12.11 総合規制改革会議「第一次答申」(インターナショナルスクール卒業者の進学職会の拡大による設置の促進)	11.30 入管法改正法 (平成13年法律第136号) 公布 (02.4.1施行) (外国人犯罪対策、ワールドカップ対策) 8 「難民対策について」(閣議了解) (条約難民に対する日本語習得の便宜供与、職業紹介、職業訓練、就職先確保の努力)	2.1 連合王国 (イギリス) との社会保障協定発効 3.10 国連人種差別撤廃条約規約委員会、日本の定期報告書を審査、人種差別禁止法の制定を勧告。	8.30 国連国際人権規約社会規約委員会、民族学校の承認と大学受験資格の承認を勧告
2002		6.24 日本経済団体連合会 (日本経団連) 「インターナショナルスクール問題についての提言」グローバル化時代に対応した教育基盤の整備に向けて」(大学の国際化のためにインターナショナルスクール卒業生の受け入れを提言) 7.5 厚生労働省、外国人雇用問題研究会「報告書」(「労働市場テスト」、受入上限の設定、金銭負担に伴う受入許可、協定方式等を伴う受け入れを提言) 10 外務省、海外交流審議会「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取り組み」(現状分析や社会のニーズを踏まえ、単純労働者受け入れへの対応を十分な議論を行ない、長期的に対応できるような国民的合意を図る。新たな分野への受け入れの際には新たな問題を生まないよう受け入れ態勢の万全な準備を行なう。)	12 外務省、「査証広域ネットワーク」の運用開始	10 法務省、「構造改革特区」の推進プログラムとして、外国人研究者の在留期間を3年から5年に延長可能とすることを決定。	
2003		10.23 経済同友会「外国人が「訪れたい、学びたい、働きたい」日本となる前に」(高度な技術や技能を持った人材を魅き付けるため、留学と就職を橋渡しする在留資格の創設や、国際インターンシップの活用等を提言。) 11.7 外国人集住都市会議「14都市共同アピール」		1.24 構造改革特別区法による「構造改革特区」推進プログラムの「特定研究活動」として、外国人研究者の在留期間を3年から5年に延長可能とすることを閣議決定 2 同じく、「構造改革特区」推進プログラムとして、IT技術者として働く外国人労働者の在留期間を3年から5年に緩和	

<p>3.31 財務省、所得税法、法人税法政令改正（4.1 施行）（初等・中等教育を外国語で行なう各種学校である外国人学校を設置する学校法人を「特定公益増進法人」として認め、寄付者の税制上の優遇措置適用可能とする。）</p> <p>3.31 文科省（平成15年告示第59号）（税制上優遇される外国人学校を、国際評価機関認定校、一時在留資格対象学校に限定する等、事実上インターナショナルスクールに限定）</p> <p>4 文部科学省、「児童生徒支援加配事業」開始（外国人児童・生徒数の多い公立学校への教員の加配。国1/3、都道府県2/3）</p> <p>8 文部科学省「大学入学資格の弾力化について」（外国人学校生徒の大学受験資格を承認。朝鮮学校については大学の判断に委ねる。）</p>	<p>7 ILO「移住労働者権利条約」発効</p>
<p>9.13 文部科学省、省令改正（国際評価機関認定外国人学校卒業生、外国人正規の課程と同等と位置づけられている外国人学校卒業生、高卒と同等の学力があると認められる者の大学入学（試験受験）を承認）</p> <p>10 法務省、東京入国管理事務所、東京都、警視庁連名で「首都東京における不法滞在外国人対策強化に関する共同宣言」発表。</p> <p>11 法務省入管局長、入管法第62条第2項の公務員の通報義務について、自ら職務とする義務を果たすことを優先事項とする旨通達。</p> <p>11.11 法務省「在留資格「留学」及び「就学」に係る審査方針について」公表</p> <p>12 外務省、「査証広域ネットワーク」の運用開始</p>	<p>12 文部科学省「告示」（文部科学省告示第4号）の復活を指して「世界一安全な国、日本」の復活を指して「(「米日外国人犯罪の凶悪化・組織化、全国への拡散が治安水準の悪化を後押しして」おと、「不法滞在者の存在が犯罪の温床となっている」として、「犯罪情勢を見据えた外国人受入れ方策の検討」の必要性に言及し、超過滞在者を5年間で半減させる数値目標)</p> <p>1.19 文部科学省「告示」（文部科学省告示第4号）により、学校教育法施行規則に基づき、在日ブラジル人学校19校に大学受験資格を付与</p> <p>3.19 文部科学省「外国人児童生徒を対象とする各種学校設置認可基準」制定（外国人学校の各種学校申請要件を緩和）</p> <p>4.13 配偶者間暴力（DV）防止法改正法（平成16年法律第11号）（2004.12施行）（「被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重する」旨規定）</p>
<p>7.1 通商産業省「平成15年版 通商白書」（外国人労働者については、今後の人口構成から見て、長期的に受け入れを考えていく必要があるが、単純労働者については十分慎重な対応が不可欠である。）</p> <p>8 総務省行政評価局「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果報告書-公立の義務教育諸学校への受け入れ推進を中心として」（中学校新入学相当年齢の外国人子女の保護者への就学案内のきめ細かな発給、国際的な公用語・外国人登録の多い国籍（出身地）者の日常使用言語による就学案内の発給、年齢相当児童転入時の外国人登録窓口による教育委員会窓口教示要請等の積極的な編入学案内の必要性を指摘）</p> <p>9.17 日本商工会議所「少子化、経済グローバル時代における外国人労働者の受け入れのあり方について」（単純労働者の受け入れ促進策について真剣に検討すべきである。）</p> <p>11 日本経団連「外国人受入れ問題に関する中間とりまとめ-多国籍性のダイナミズムを実現するために「人材開国」を」</p> <p>12.24 第四次出入国管理懇談会「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」</p> <p>12.26 中央教育審議会「新たな留学生政策の展開について-留学生交流の拡大と質の向上を目指して」（「留学生政策の一環として日本語教育機関の質的向上や学生への支援を着実に進めようべきである。」）</p> <p>4.14 日本経済団体連合会「外国人受け入れ問題に関する提言」（人口減少の理め合わせでなく、多様なダイナミズムを活かし、国民の付加価値創造力を高めていくための総合的な受け入れ施策を行なう。「外国人受け入れ基本法」及び「外国人雇用法」の制定。）</p>	<p>2004</p>

<p>6 経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 (骨太方針 2004)」(閣議決定)(アジア諸国との経済連携交渉の一環として、看護、介護等の分野における受け入れに関して総合的な観点から検討する。)</p> <p>7.20 厚生労働省「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書」(単純労働者の増加や就労の長期化、定住化に伴い、就労や生活をめぐる問題が生じてきているため、外国人の適正な雇用・管理が必要であるとして、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の改正を提言)</p> <p>10.7 日本弁護士連合会、人権擁護大会「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」</p> <p>10 外国人集住都市会議「豊田宣言」(定住化を前提とした教育・就労環境の整備、自助組織の支援、青少年育成の推進、日本結団連提言の支持、国レベルの総合的政府機関の設置、外国人政策の転換への参加)</p> <p>10.5 外務省 海外交流審議会「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取り組み(いわゆる単純労働者の受け入れをどうするかについて十分な議論を行ない、国民的合意を図るべき。経済連携協定を通じた看護師・介護士受入体制の整備等の専門的、技術的分野での受け入れを行なう。)</p> <p>10.21 日本労働組合総連合(連合)「連合の外国人労働者問題に関する当面の考え方」(就労資格の有無にかかわらず、日本に居住するすべての外国人労働者の人権を尊重し、労働基本権、労働条件、労働保険等の適用、住宅等の社会的インフラの活用を確保する。単純労働を可能とする在留資格・就業資格の緩和は行わない。業務独占資格の国家間相互認証はしない。)</p> <p>12.21 法務省 出入国管理政策懇談会「人口減少時代における出入国管理行政の当面の課題」(人口減少時代における経済活力と国民生活の維持のため、円滑化と厳格化の両立の観点から、受入のあり方を検討すべき。専門的・技術的分野の人材の受け入れの促進とそれ以外の分野の労働者の受け入れの問題の発生防止策を検討)</p> <p>3.23 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申(追加答申)」(介護福祉士に対応する職種の在留資格の新設を主張)</p>	<p>6.1 入管法改正法(平成17年法律第73号)(不法滞在者対策:04.12施行、難民認定制度:05.1施行)(不法滞在者罰金引上げ、再入国拒否期限の延長、出国命令制度・在留資格取消制度・難民「仮滞在」制度、難民審査参与員制度新設)</p>	<p>6.8 厚生労働省、国民健康保険法施行規則改正(平成16年厚生労働省令第103号)(在留資格のない外国人を対象としないことを明文化)</p>	<p>11 日本・フィリピン経済連携協定締結(2006年をめぐりに看護師、介護福祉士の受け入れを決定。)</p>	<p>3 最高裁、東京都の管理職試験受験拒否をめぐる国籍条項訴訟において、憲法違反の主張を退け、都の人事政策上の裁量権を認める。</p> <p>4 最高裁、指紋押捺拒否者の再入国不許可を適法と判断、在日三世逆転訴訟</p>
<p>6.1 入管法改正法(平成17年法律第73号)(不法滞在者対策:04.12施行、難民認定制度:05.1施行)(不法滞在者罰金引上げ、再入国拒否期限の延長、出国命令制度・在留資格取消制度・難民「仮滞在」制度、難民審査参与員制度新設)</p>	<p>12 政府「人身取引対策行動計画」</p> <p>12 政府「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部「テロの未然防止に関する行動計画」</p> <p>12 文部科学省、群馬県太田市の「定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区」構想を承認</p>	<p>1 「事前旅客情報システム (APIS)」開始</p> <p>3.25 「規制改革・民間開放推進三か年計画(改定)」(閣議決定)(看護師・介護福祉士、医師の就労制限の撤廃及び撤廃の検討を求める。)</p>	<p>3.29 法務省「第三次出入国管理基本計画」(「人口減少時代への対応」として、「人口減少」の要素を考慮し「専門・技術以外における外国人労働者の受け入れを着実に検討する」。)</p>	<p>2005</p>

<p>6.16 自由民主党政務調査会「新たな入国管理施策への提言—不法滞在者の半減をめざして」(新たな入国管理施策目標、水際対策、在留管理、不法滞在者対策の具体策を提言)</p>	<p>6.22 入管法改正公布(平成17年法律第66号)(7.12、12.12施行)(入身取引認定書の締結等に伴う入身取引防止対策、密入国認定書の締結等に伴う罰則の整備)外国人入管当局への情報提供、旅券の確証義務</p>	<p>6 「人身売買、特に女性と子ども的人身売買の防止及び禁止ならびに処罰に関する議定書」批准承認</p>
<p>11.14 外国人集住都市会議「規制改革要望書(医療、教育、社会保険、雇用、外国人登録、「多文化共生庁・外国人庁」等の総合的な政策推進体制の整備等8項目)</p>	<p>7.19 犯罪対策閣僚会議「外国人在留管理ワーキンググループ」設置(07.9現在の検閲状況;法務大臣による在留情報の一元的把握、仮称在留カードの発行、正確な在留情報に基づく適確な在留管理、住民行政の基礎となる法務大臣の把握した情報の市町村への提供)</p>	<p>4.1 大韓民国との社会保障協定発効</p> <p>10.1 アメリカ合衆国との社会保障協定発効</p>
<p>12.27 2005年国勢調査速報値、2005年の総人口が前年同日付推定人口より約2万人減少と判明。</p>	<p>11.7 風俗営業法改正公布(平成17年法律第119号)(06.6施行)(風俗店の経営者に外国人雇用時の就労資格の確証を義務付ける。)</p>	<p>2.1 カナダとの社会保障協定署名</p>

6. 2006-2007 (人口減少時代に突入)

年	人口の動向	主な提言	外国人管理(国籍・出入国管理・難民問題)	人権・教育・労働・社会(犯罪・治安問題を含む)	その他
2006	人口の動向	<p>1 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申」(在留外国人の受入れ後のチェック体制の強化、外国人研修・技能実習制度の法令整備—技能実習に係る在留資格の整備、法令以外の規定に基づく規制見直し、高度人材の在留期間・再入国許可見直し)</p> <p>3.7 総務省多文化共生の推進に関する研究会「報告書—地域における多文化共生の推進に向けて」及び「多文化共生プログラム」の提言(外国人の地域社会への受け入れ主体としての地方自治体が、外国人を含むすべての人が、国籍を問わず地域社会の構成員としてともに生きていく、多文化共生施策において果たす役割を強調。コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生施策推進体制のプログラム提示)</p>	<p>3.30 「規制改革・民間開放三か年計画(再改定)」(外国人のチェック体制の強化のための在留情報の相互照会システムの構築、外国人登録制度の見直し、不法就労者の使用者責任、使用者以外の受入機関の責任の明確化を求めた。)</p> <p>4 法務省、「永住許可に関するガイドライン」(平成18年3月31日)公表</p> <p>5.24 入管法改正法(平成18年法律第43号)公布(6.13施行:退去強制事由に外国人テロリスト追加、上陸審査時の指紋・顔写真等の個人識別情報提供制度、11.24施行:自費出国許可時の送還先選択、在留資格「特定活動」として研究者の在留期間5年延長)</p>	<p>4 文部科学省「帰国・外国人教育支援体制のモデル事業」開始</p>	<p>6 「人身売買、特に女性と子ども的人身売買の防止及び禁止ならびに処罰に関する議定書」批准承認</p>
		<p>7.18 自由民主党外国人労働者等特別委員会「外国人労働者に関する方針について」(優秀な人材・頭脳の受け入れと単純労働者の受け入れの慎重な対応を基本とする総合的な対策。不正防止のためのチェック体制の強化、「国際研修協力機構(JITCO)」の管理・指導業務強化)</p>	<p>7 文部科学省「外国人の子供の不識字実態調査」の結果を公表(2005~2006年を対象に南米系日系人集住自治体を調査)</p>	<p>7 文部科学省「外国人の子供の不識字実態調査」の結果を公表(2005~2006年を対象に南米系日系人集住自治体を調査)</p>	<p>7 文部科学省「外国人の子供の不識字実態調査」の結果を公表(2005~2006年を対象に南米系日系人集住自治体を調査)</p>
	<p>10.17 2005年国勢調査第一次基本集計結果により、2005年の総人口が前年同日付推定人口より2万2,000人減少と判明。</p>	<p>9.26 法務省 今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」(「特定技能労働者」受け入れ制度の導入)</p>	<p>10 法務省、「在留特別許可に関するガイドライン」策定・公表</p>	<p>9.9 日・フィリピン経済連携協定及び実施取極の締結(国家資格取得のための看護師候補者・介護福祉士候補者の受入れ、国家資格取得者の就労等の特定の自然人の移動の約束)</p>	<p>9.9 日・フィリピン経済連携協定及び実施取極の締結(国家資格取得のための看護師候補者・介護福祉士候補者の受入れ、国家資格取得者の就労等の特定の自然人の移動の約束)</p>

<p>12 厚生労働省、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（中位推計）で、2055年は総人口8,993万人、合計特殊出生率1.26</p>	<p>11.26 外国人集住都市会議「よっかいち宣言」（外国人の子どもの教育について、義務教育期の前後を含めて幅広く提言） 12.21 全日本金属産業労働組合協議会（IMF-IC）「もみづくり現場の技能者としての外国人労働者受け入れ問題に対する考え方」（団体監理型の研修生受け入れの厳格化、実務研修生を労働者として位置づけ、労働法・社会保障法の適用対象とすること、高度技能取得希望者の再実習を企業単独型のみとすること） 3.20 日本経済団体連合会（日本経団連）「外国人受入問題に関する第二次提言」（外国人材受け入れの必要性、受け入れの社会的基盤の整備、高度人材や労働力不足の現場の要望に沿った受け入れ、技能実習制度の改革等） 3.9 日本労働組合総連合（連合）「新たな外国人研修・技能実習制度の追加政策」（習得した技術・技能の帰国後の活用、検定、研修受け入れ枠の制限、再延長の禁止） 5.11 厚生労働省「研修・技能実習制度研究中間報告」（研修制度を技能実習制度に一元化、労働関係法令の適用、対象職種拡大等） 5.14 経済産業省外国人研修・技能実習制度に関する研究会「とりまとめ」（現行制度を維持し、趣旨の徹底、指導と罰則の強化による研修生・実習生の保護を図る。技能実習終了時の技能検定、実態に合った職種の設定・追加・見直し、一時帰国後の再実習を認める「高度技能実習制度」、受け入れ企業評価機関の創設等） 5.15 法務大臣私案「外国人労働者受入れに関する検討の指示について」（「短期外国人就労制度」の創設による単純労働者の受入れ、技能実習制度廃止と研修制度見直し、就労期間3年とし再就労を禁止する。） 7.3 犯罪対策閣僚会議「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」（法務大臣による在留情報の一元的把握、行政機関の相互照会・提供制度、市町村との協力、等の項目を提示し、関係機関による検討を促す。） 9.18 日本経済団体連合会「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言」（研修期間を1年に限定せず、一定の技能レベルに達したときに移行、研修・実習期間終了後の再技能実習、修了者の「技能」在留許可）</p>	<p>6.22 「規制改革推進三か年計画」（閣議決定）（在留外国人の入国後のチェック体制の強化のための情報相互照会及び外国人登録制度の見直しは平成21年通常国会までに法案提出）</p>	<p>12.12 厚生労働省「労働政策審議会建議」（外国人雇用状況報告の義務化、主要通達の告示による公表） 12.25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議「生活者としての外国人」に関する総合対応策」とりまとめ 1.1 ベルギーとの社会保障協定発効 2.27 オーストラリアとの社会保障協定署名 4 文部科学省「生活環境適応プログラム」に基づく支援事業を開始 4.3 日・タイ経済連携協定の締結（特定の自然人の移動の移動の約束） 6.1 フランスとの社会保障協定発効 6.8 雇用対策法改正法（平成19年法律第79号）公布（101施行）（特別永住者を除く外国人労働者の厚生労働大臣への雇用状況報告を事業者に義務付け、法務大臣の求めに応じて情報－雇い入れ・離職時の氏名・在留資格・在留期間－を提供し不法就労防止、外国人の雇用管理指針の策定） 6.27 「社会保障協定の実施に伴う厚生年金等の特例等に関する法律」（平成19年法律第104号）公布 8.10 日・インドネシア経済連携協定及び実施取極の締結（国家資格取得のための看護師候補者・介護福祉士候補者の受入れ、国家資格取得者の就労等の自然人の移動の約束）</p>

2007

			<p>9 経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会「第二次報告」(在留資格「技能実習」の新設、「高度技能実習制度」、対象職種をサービス業に拡大する。)</p>	
--	--	--	--	--

主として、以下の資料を参考として採録事項を選択し、更に法令、判例、政府等の諸計画、各種提言については重複関係を確認して項目を決定した。

1. 「年表 戦後日本の外国人政策と社会変化」 渡戸一郎・鈴木江理子「在留特別許可と日本の移民政策」『移民選別時代』の到来』明石書店 2007.6、pp.224-231。
2. 「外国籍住民帰連年表1979-2005」『外国籍住民との共生に向けて - NGOからの政策提言』移民労働者と連帯する全国ネットワーク 2006.6、pp.176-191。
3. 戴重慶「在日韓国人労働者の歴史」大沼保昭・徐龍 編『在日韓国人労働者と人権』有斐閣 2005、pp.271-278。
4. 小山かおる「戦後の外国人労働者関連年表」江崎崇・田中宏編『来日外国人労働者』明石書店 1997.11、pp.379-388。
5. 「年表 日本の外国人管理の基み」アジア人労働者問題懇談会編著『侵される人権-外国人労働者』第三書館 1982.8、pp.442-445。